

平成 26 年 9 月 1 日
沖 縄 県

「建設工事における入札保証に関する取扱要領」の一部改正について

みだしのことについて、下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1. 改正点

「第 10 条 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合の取扱いについて」の追加
沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第 4 号の規定に基づき入札保証金を免除した場合に、
落札者が契約を結ばない場合は、落札者に対し入札金額（税込み）の 100 分の 5 の額
を損害賠償請求するものとする。

2. 施行年月日 平成 26 年 9 月 8 日以降に公告する案件から適用。